

取組の明細（個票）

協議会名	南砺市農業再生協議会	整理番号	ハ1	分類	1
取組名称	大豆の生産性向上に向けた機械導入（リース）				
当該取組に係る助成金	49,191千円				
対象作物	大豆				
対象者	リース業者と共同申請する (1) 農業者 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農業生産法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているもの） (6) 農業協同組合 (7) 農業サービス事業体 (8) 公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	-	助成率	リース物件購入価格の1/2以内		
取組内容	大豆の生産拡大に必要であり、省力・機械化体系の確立を図るために必要となる機械のリース導入に対して助成する。 ①対象機械 ・大豆トラクター ・弾丸暗渠機（サブソイラ含む） ・施肥播種同時作業機（アップカッター等含む） ・乗用管理機 ・無人ヘリコプター ・コンバイン（カタログに「大豆用」の記載があるもの） ・乾燥機（大豆処理量分のみ導入可能） ※対象は消費税を除いた物件本体価格（リース手数料は除く）とする。助成額は千円未満切捨て。 ②リース期間は4年以上耐用年数以内とする。 ③中古機械は助成対象外 ④機械本体価格が500千円以上の機械であること ⑤実質的な売買契約として指摘されることがないように、「購入選択権付リース契約」等の契約をしないこと				
取組要件	①対象機械の大豆の利用面積が「特定高性能農業機械の導入に関する計画」に定めた大豆の利用規模の下限面積以上であること。 ②同種・同能力の単純更新でないこと。 ③国の他の補助事業の支援を受けないこと。 ④機械の購入にあっては、一般競争入札の実施又は複数業者（原則3社以上）より見積りを提出させること等により、発注先選定及び価格等の妥当性が適当なこと。 ⑤目標年度において、大豆の作付面積が平成24年度（現状）以上になる計画とすること。				

要件の確認方法	<p><取組計画書兼助成金申請書提出時の確認書類></p> <p>①取組計画書兼助成金申請書に現状及び目標（27年度）の作付面積を記載する。</p> <p>②機械の利用・稼働計画（既存機械も含めた能力算出根拠等）</p> <p>③導入機械のカタログ等、機械の能力・性能等が分かる書類</p> <p>④複数業者（原則3社以上）からの見積書の写し</p> <p><取組報告書兼助成金請求書提出時の確認書類等></p> <p>①履行したことが確認できる書類（請求書・納品書・領収書・リース契約書等）の写し</p> <p>※領収書は取組報告書兼助成金請求書提出時でなくてもよい（助成金交付後でも可）。</p> <p>②導入機械の写真（全体像及び型式・製造番号等が分かるもの）</p> <p>③発注先の選定及び価格の妥当性が確認できる書類（一般競争入札に関連する書類一式、複数業者（原則3社以上）による見積書等）の写し</p> <p>④現地検査により、現物確認を行う。</p>
備考	

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

整理番号ハ1～4、ソ1の申請額の合計がハ1～4、ソ1の助成額の合計（ソ2、ソ3からの充当額を含む）を超えた場合は、次に掲げる取組参加者を優先的に承認・採択する

- ・認定農業者
- ・人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ・その他、今後の大豆・麦等の生産拡大に不可欠な経営体

優先順位が同じだった場合は、対象作物の作付面積が大きい順に承認する。

※ 同一の取組内で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名	南砺市農業再生協議会	整理番号	ハ2	分類	1
取組名称	麦の生産性向上に向けた機械導入（リース）				
当該取組に係る助成金	7,135千円				
対象作物	麦				
対象者	リース業者と共同申請する (1) 農業者 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農業生産法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者が組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているもの) (6) 農業協同組合 (7) 農業サービス事業体 (8) 公社(地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	-	助成率	リース物件購入価格の1/2以内		
取組内容	麦の生産拡大に必要であり、省力・機械化体系の確立を図るために必要となる機械のリース導入に対して助成する。 ①対象機械 ・弾丸暗渠機(サブソイラ含む) ・施肥播種同時作業機(アップカッター等含む) ・乗用管理機 ・無人ヘリコプター ・乾燥機(大麦処理量分のみ導入可能) ※対象は消費税を除いた物件本体価格(リース手数料は除く)とする。助成額は千円未満切捨て。 ②リース期間は4年以上耐用年数以内とする。 ③中古機械は助成対象外 ④機械本体価格が500千円以上の機械であること ⑤実質的な売買契約として指摘されることがないように、「購入選択権付リース契約」等の契約をしないこと				
取組要件	①対象機械の麦の利用面積が「特定高性能農業機械の導入に関する計画」に定めた麦の利用規模の下限面積以上であること。 ②同種・同能力の単純更新でないこと。 ③国の他の補助事業の支援を受けないこと。 ④機械の購入にあっては、一般競争入札の実施又は複数業者（原則3社以上）より見積りを提出させること等により、発注先選定及び価格等の妥当性が適当なこと。 ⑤目標年度において、麦の作付面積が平成24年度（現状）以上になる計画とすること。				

要件の確認方法	<p><取組計画書兼助成金申請書提出時の確認書類></p> <p>①取組計画書兼助成金申請書に現状及び目標（27年度）の作付面積を記載する。</p> <p>②機械の利用・稼働計画（既存機械も含めた能力算出根拠等）</p> <p>③導入機械のカタログ等、機械の能力・性能等が分かる書類</p> <p>④複数業者（原則3社以上）からの見積書の写し</p> <p><取組報告書兼助成金請求書提出時の確認書類等></p> <p>①履行したことが確認できる書類（請求書・納品書・領収書・リース契約書等）の写し</p> <p>※領収書は取組報告書兼助成金請求書提出時でなくてもよい（助成金交付後でも可）。</p> <p>②導入機械の写真（全体像及び型式・製造番号等が分かるもの）</p> <p>③発注先の選定及び価格の妥当性が確認できる書類（一般競争入札に関連する書類一式、複数業者（原則3社以上）による見積書等）の写し</p> <p>④現地検査により、現物確認を行う。</p>
備考	

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

整理番号ハ1～4、ソ1の申請額の合計がハ1～4、ソ1の助成額の合計（ソ2、ソ3からの充当額を含む）を超えた場合は、次に掲げる取組参加者を優先的に承認・採択する

- ・認定農業者
- ・人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ・その他、今後の大豆・麦等の生産拡大に不可欠な経営体

優先順位が同じだった場合は、対象作物の作付面積が大きい順に承認する。

※ 同一の取組内で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名	南砺市農業再生協議会	整理番号	ハ4	分類	1
取組名称	麦の生産性向上に向けた機械導入（購入）				
当該取組に係る助成金	7,804千円				
対象作物	麦				
対象者	(1) 農事組合法人 (2) 農事組合法人以外の農業生産法人 (3) 特定農業団体 (4) その他農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているもの） (5) 農業協同組合 (6) 農業サービス事業体 (7) 公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	-	助成率	1/2以内（千円未満切捨て）		
取組内容	麦の生産拡大に必要となる機械の購入に対して助成する。 ①整理合理化通知別表1の定めるところにより、対象となっている以下の機械 ②中古機械は助成対象外 ※消費税は助成対象外 <対象機械> ・施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限り） ・栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限り） ・無人ヘリコプター（モデル地区に限り） ※「補助事業等における精算の取扱いについて（昭和57年10月26日付け）」に基づいて、下取りが行われた場合又は既存の機械の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要がある。				
取組要件	①5戸以上の農業者による共同利用であること。 ②対象機械の麦の利用面積が「特定高性能農業機械の導入に関する計画」に定めた麦の利用規模の下限面積以上であること。 ③同種・同能力の単純更新でないこと。 ④国の他の補助事業の支援を受けないこと。 ⑤機械の購入にあっては、一般競争入札の実施又は複数業者（原則3社以上）より見積りを提出させること等により、発注先選定及び価格等の妥当性が適当なこと。 ⑥目標年度において、麦の作付面積が平成24年度（現状）以上になる計画とすること。				

要件の確認方法	<p>< 取組計画書兼助成金申請書提出時の確認書類 ></p> <p>①取組計画書兼助成金申請書に現状及び目標(27年度)の作付面積を記載する。 ②機械の利用・稼働計画(※既存機械も含めた能力算出根拠等) ③導入機械のカタログ等、機械の能力・性能等が分かる書類 ④共同利用要件を確認できる書類(定款及び構成員名簿等) ⑤複数業者(原則3社以上)からの見積書の写し</p> <p>< 取組報告書兼助成金請求書提出時の確認書類等 ></p> <p>①履行したことが確認できる書類(請求書・納品書・領収書)の写し ※領収書は取組報告書兼助成金請求書提出時でなくてもよい(助成金交付後でも可)。 ②導入機械の写真(全体像及び型式・製造番号等が分かるもの) ③発注先の選定及び価格の妥当性が確認できる書類(一般競争入札に関連する書類一式、複数業者(原則3社以上)による見積書等)の写し ④現地検査により、現物確認を行う。</p>
備考	

※ 整理番号には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

※ 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

- 「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- 「2」ほ場条件の改善に向けた取組
- 「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組
- 「4」取組に係る事務費

◎ 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

整理番号ハ1～4、ソ1の申請額の合計がハ1～4、ソ1の助成額の合計(ソ2、ソ3からの充当額を含む)を超えた場合は、次に掲げる取組参加者を優先的に承認・採択する

- ・認定農業者
- ・人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ・その他、今後の大豆・麦等の生産拡大に不可欠な経営体

優先順位が同じだった場合は、対象作物の作付面積が大きい順に承認する。

※ 同一の取組内で調整を行う場合の優先順位等の決め方を記入してください。

優先順位を決めず、助成率の引き下げにより調整する場合には、その方法について記入してください。